# 国際統合報告評議会（IIRC）国際統合報告フレームワークの位置づけと基礎概念

国際統合報告評議会（IIRC）は2013年12月９日、国際統合報告フレームワーク（以下「フレームワーク」という。）を公表した。本稿では、フレームワーク策定の背景から、その位置づけ、特性、基礎的な概念について解説をするとともに、その意義について筆者の考えを述べる。

## 1 フレームワーク開発の背景

フレームワーク開発の目的は、フレームワーク冒頭の以下の説明に端的に表れている。

> IIRCの長期的なビジョンは、統合報告が企業報告の主流となり、それによって統合的思考がビジネス活動に組み込まれることである。統合的思考と統合報告の循環は、効率的・生産的な資源配分を通じて、金融安定化と持続可能性の実現に向けた力となる。

2009年12月、英国ロンドンのクラレンス・ハウス公邸にて現在のIIRCカウンシルメンバーを中心とする円卓会議が開催された。円卓会議では、金融市場、さらには、経済社会全体の短期志向にどのように対処すべきか、そして、企業報告はどのような役割を果たすべきか、というテーマに焦点を当てた議論がなされた。企業報告を変革する必要性があること、そして、そのために統合報告の枠組みを形成するための活動を推進すること、すなわち、IIRCを設立するという基本方針が合意された。その後の継続的な協議において、近年の企業報告をめぐる制度、基準、イニシアティブ及び実務に関して様々な課題が指摘された。

2011年９月に公表された討議文書[1]は、これらの議論の成果として、現状の企業報告の抱える課題を示した。協議文書では、経営環境及び経営実態が大きく変化しているにもかかわらず、企業報告が適切に対応できていないこと、それによって企業の価値が適切に表わせていないこと、そして、開示情報が急速に増大しており報告の簡潔性と結合性が失われているという問題が強調された。また、そのような状況に対応するため、企業報告は、統合的思考に基づき、将来・長期志向で、戦略を軸とした重要情報を簡潔に提示するものとする、という統合報告の方向性が示された。さらに、統合報告を国際的な広がりをもって実現するための枠組みとして、国際統合報告フレームワークを開発することを提案した。公開意見募集の結果、これを支持する形での意見が大多数を占めた。

これを受け、IIRCはフレームワーク案の開発を進め、2013年４月にコンサルテーション・ドラフト（草案）[2]を公表し、90日間の意見募集に付した。本草案に対しては、359の組織及びグループから意見が提出された。フレームワーク案における価値の定義、統合報告書と他の開示情報との関係、統治責任者による責任表明といった個別論点についての修正提案は寄せられたものの、フレームワーク案の基本構成と主な内容に対しては、これを支持する意見が多勢を占めた。その後、IIRCは必要な修正を施したうえで、2013年12月９日、国際統合報告フレームワークを最終化・公表するに至った。

## 2 フレームワークの位置づけと性格

### ⑴ フレームワークの位置づけ

フレームワークは、①統合報告の基礎概念（価値創造と資本）を解説するとともに、②統合報告書の全体的な内容を定める基本原則と内容要素を提示している。すなわち、フレームワークには、統合報告の概念的枠組みと、統合報告書の作成規準という２つの位置づけがある。当然、統合報告の基礎概念は、統合報告書を作成するうえで理解されることが不可欠であるが、それ自体が統合報告書の作成を規定するものではない。一方、基本原則と内容要素は、どのように統合報告書が作成されるべきかの要求事項と指針を提供している。統合報告書の中でフレームワークを参照する場合には、すべての要求事項に対応することが必要となる[3]。

フレームワーク冒頭にあるとおり、IIRCは、統合報告と統合的思考の好循環を重視している。フレームワーク開発過程においても、経営の全体像を長期的に伝達する統合報告には、組織における統合的思考が不可欠であり、統合報告書の作成という統合報告のアウトプット（の１つ）だけに焦点を当てるべきではないとする議論もあった。しかし、一定の規範性をもたらすことを意図したフレームワークが、経営のあり方そのものを取り扱うことは適切ではないという考え方から、フレームワークは統合報告書の作成に焦点を当てた枠組みとなった。そのため、フレームワークは統合的思考そのものを直接的に取り扱ってはいないが、経営層がリーダーシップを発揮する統合的思考を軸とした統合報告の考え方は、フレームワーク全体を通じて貫かれている。例えば、

- 何をどのように報告するかの最終責任はガバナンス責任者にあるものとし、その決定プロセスを開示することを求めている[4]。
- 組織が、どのような環境におかれ、どのような価値を、どのような戦略のもとで創造するか、そして、そのための体制・ガバナンスがどのように構築されているかを報告すること、さらに、その実績と見通しを開示することを求めている[5]。

といった点においてである。端的に言えば、統合報告書は、経営層のリーダーシップによる「認識」、「意思」、「行動」及び「実績」を表わすことを意図したものであり、その前提として組織における統合的思考を求めている。

### ⑵ フレームワークの性格

フレームワークは、報告組織の多様な状況を柔軟に反映できる枠組みとすることを重視して開発されており、原則主義アプローチの考え方が貫かれている。先述のフレームワーク案のコンサルテーション・プロセスにおいては、IIRCに対し、統合報告書の中で、何を、どのように報告するかを明確にし、フレームワークを、強い規範性を持たせた枠組みとすることを求める意見も多かった。例えば、統合報告における共通のKPIs（Key Performance Indicators）とその測定基準等の提示についてである。しかし、経営の多様性が高まる状況において、そして、国際的な枠組み文書において、画一的な情報開示を求めることは適切ではないという判断から、フレームワーク上、KPIsを規定するというアプローチ

は採用されなかった。

このように、IIRCは、原則主義という報告組織の主体性、柔軟性を重視するアプローチを採用している。その一方で、企業の主体的判断によって作成される報告書が、求められる規範性を確保し、報告の質を担保したものとなるため、以下の工夫を施している。

**① ガバナンス責任者の主体的関与と報告責任表明**

フレームワークは、統合報告書が、ガバナンス責任者（取締役会等、組織の戦略的な方向性と説明責任及びスチュワードシップ責任を負うもの）の主体的関与のもとで作成されることを求めている。さらに、統合報告書の中でガバナンス責任者による責任表明書を含めることも求めている。ここでの責任とは、統合報告書の誠実性を確保し、統合報告書の作成及び表示に関して集団的な考察を適用し、フレームワークへの準拠性を担保する責任である。

この背景には、統合報告において何をどのように報告するかは、（マネジメント主体ではなく）ガバナンス責任者としての経営層がその最終的な責任のもとで決定されるべき問題であり、そのような体制と、それに基づくプロセスなしに、実質的な内容の伴うコミュニケーションは実現し得ないという基本的な考え方がある。

**② 重要性の概念と重要性決定プロセスの開示**

フレームワークでは、統合報告書にどのような事項（Matters）を開示するかは、組織自身が、経営課題等の短、中、長期的な価値創造における重要性を判断して決定するものとして位置づけられている。本文中で、価値創造への影響の評価プロセスと評価軸についての簡単な指針は示されているが、原則的には、組織自身の判断事項である点には変わりはない。

一方、フレームワークは、報告組織がどのように報告事項を決定し、ガバナンス責任者がどのような役割を果たしたかの重要性決定プロセスの開示を求めている[6]。開示される経営課題等の選択についての報告組織側の裁量を広くとる一方で、そのプロセスについての透明性を高め、情報利用者である投資家等がプロセスの適切性を判断することを通じて、報告組織と情報利用者間のエンゲージメントを実施する環境を整えている。このようなアプローチは、ステークホルダーとの対話に基づく報告事項の決定と開示を求める持続可能性報告書の領域で提唱されてきたものである。フレームワーク上でも、ガバナンス責任者の会議において議論された事項と並んで、重要なステークホルダーの観点が、重要性判断の基礎に位置づけられている[7]。

**③ 量的指標の満たすべき特性と測定基準の開示**

企業報告において、財務情報、非財務情報を問わず、企業の活動業績（又は実績）を客観的に表すKPIsは不可欠のものとなっている。フレームワークにおいても、「パフォーマンス」（実績）情報が内容要素の１つとして挙げられており、それは、組織の戦略的目標をどの程度達成し、それによる成果を表わすものとして定義づけられている[8]。

②に記載したとおり、フレームワークは、報告組織がその重要性判断のもと報告すべき事項（経営課題等）を決定することを求めているが、各事項に関する経営上の進捗を表わす実績情報についても、報告組織が選択することとしている。そのうえで、実績情報の質を担保するため、特に、量的指標が適切なものとなるために満たすべき特性を明示している。

また、報告組織には、指標等の測定基準の開示も求められる。財務報告だけでなく、持続可能性報告の領域においても報告指標の開発が進んでおり、統合報告書の中で、これらの指標を活用することも想定されている。また、組織固有の指標を活用することも想定される。これらの選択された指標について、どのような枠組み、測定基準に従って報告されたかを情報利用者が理解できることが重要であるとの考え方から、重要なフレームワーク及び手法の要約開示を求めている（【表１】参照）。

**【表１】適切な量的指標が持つ特性の例**

- 組織の状況に適合している。
- ガバナンス責任者が内部的に用いる指標と整合している。
- 結合性が確保されている（例えば、財務情報と他情報との結合性が示されている）。
- 組織の重要性決定プロセスによって特定された事項に焦点を当てている。
- ２年以上の将来にわたる目標、予想又は見通しが併せて提示されている。
- 一貫した方針のもと、複数年期間にわたり開示されている。
- 比較可能性：一般に認められる業界又は地域ベンチマーク情報と一貫している。
- 背景的情報が提供されている。

## 3 統合報告書

### (1) 統合報告書の目的と想定利用者

フレームワークでは、統合報告書とは「組織が短、中、長期にわたり価値創造を実現する戦略、ガバナンス、実績及び見通しを表わす簡潔なコミュニケーションである」と定義されている。そして、統合報告書の主たる目的は、財務資本の提供者に対して、組織がどのように価値創造を実現するかを説明することにある。このように、統合報告書は、組織による価値創造を主題とするものであり、これを財務資本の提供者に伝達することを目的としている。

### (2) 主題：価値創造の伝達

統合報告の主題である価値創造、そして、価値とは何を意味するのだろうか。IIRCは、フレームワーク開発プロセスにおいて、この価値創造概念の整理に多くの時間を割いてきた。そして、その結果示された概念には、IIRCの基本的な考え方が強く表われている。

**価値の二側面**

フレームワークは、組織が創造する価値には、組織自身に対する価値と、他者（すなわち、ステークホルダー、社会）に対する価値という2つの側面があるとしている。組織自身に対する価値とは、最終的に財務資本提供者に財務リターンとして還元されるものである（通常、財務的な企業価値は、株主価値と有利子負債との合計として表わされる）。一方、他者に対する価値とは、財・サービスの提供、雇用・教育機会の提供、社会貢献といった様々な活動を通じて、広くステークホルダーや社会に提供される価値である。今回、フレームワークは、これらの企業価値の二側面の関係性が明瞭に報告されることが、財務資本提供者の企業価値評価において不可欠であるとして、その両方を報告対象とした。

**誰が、どのように価値を創造するか？**

さらに、フレームワークは価値創造の主体に着目し、価値は組織単独で創造されるものではなく、外部環境に影響を受けつつ、ステークホルダーとの関係性を通じ、多様な資源に依拠しながら、創造されるものであるとした。輸送用機械メーカーを例にとれば、金銭的資源だけでなく、鉱物資源、エネルギー資源、機械装置、広範な科学技術、良質な労働力とノウハウといった多様な資源を活用する。また、部品製造、輸送、販売会社といった組織内外のサプライチェーンが製品の品質やリードタイムに大きく影響を与える。また、より広く、安全で快適なモビリティ価値の提供という観点からみれば、情報システムや交通情報等のビッグデータが急速に重要性を増している。新興国や開発途上国での事業展開は、地域社会との良好な関係を築くことによって、操業するための社会的許諾（Social license to operate）を獲得することが不可欠となっている。

**正の価値創造と負の価値創造**

また、フレームワークは、価値を増やす正の価値創造だけでなく、価値を減らす負の価値創造（価値の毀損）も対象としている。企業活動は様々な形で、多かれ少なかれ環境負荷を生じさせているが、自然資本への負の影響は社会的価値の毀損としてとらえられる。それだけでなく、過酷な労働環境や人権の侵害が存在すれば、これらは社会・関係資本への負の影響として社会的価値の毀損

につながり、組織自身にとっても評判リスクの顕在化や回復コスト負担等を通じて財務的価値をも損ないかねない。これらは、企業の社会的責任（CSR）報告において取り扱われてきた領域であるが、企業価値との関係性が不明確であった。フレームワークは、企業活動の正の側面だけでなく、負の側面も含めて偏りなく報告することを求めることによって、統合報告が価値創造の全体像をとらえることができるようにしている。

**多様な資本と価値創造の連続性**

これらの拡張された価値創造概念を支えるのが、資本の概念である。企業は、財務的資本のみならず、製造資本、知的資本、人的資本、社会関係資本及び自然資本を活用し、組み合わせ、事業活動プロセスを経ることを通じて、これらの資本を増減させる。フレームワークは、この一連の活動を価値創造として定義した。資本は価値の蓄積としてとらえられる。財務報告では、貸借対照表に示されるように、組織が所有する財務的資本と製造資本、及び知的資本の一部をストック情報としてとらえ、毎期の事業活動による経済的価値の増加というプラスの成果（又は、減少というマイナスの成果）をフロー情報として、その連続性によって財務的な企業価値の増減を伝達してきた。

統合報告フレームワークは、このストックとフローの概念を前述の６つの資本に表わされる、より広範な価値創造に拡張して適用している。企業の価値源泉における知的資産や組織力といった無形資産の重要性が増し、さらには環境問題や社会的課題に企業がどのように対応するかが、社会にとっても、組織自身にとっても重要性が高まっているという認識のもと、これらの様々な資源及び関係性（すなわち、資本）の増減を一連の価値創造システムとしてとらえたのが、統合報告における価値創造モデルである。価値創造というフロー概念と、資本というストック概念が組み合わさることによって、現在の様々な組織活動の成果及び影響は、将来の価値創造力にも影響を及ぼすという実態を表現することができる。

以上、国際統合報告フレームワークにおける価値創造の考え方を説明したが、これは統合報告の基礎概念であり、【図１】に表わされる価値創造モデルをそのまま当てはめて報告されることを意図したものではない。筆者は、企業報告の実務者から「会社がどのような資本を利用しているかをフレームワークの資本分類に沿って開示する必要があるか」といった質問をいただくことがあるが、それはフレームワークの意図するところではない。フレームワークの中で統合報告書の報告内容を規定するのは、要求事項の設定された基本原則及び内容要素である。

基礎概念は、価値創造を軸に、経営資源、ステークホルダーとの関係性、創造する価値、そして、その時間軸といった報告の視座を幅広くとらえ直すためのものであり、報告組織が、基本原則と内容要素に基づき何をどのように開示するかを考慮する際の基本的な視点を提供するものである。

【図１】価値創造と多様な資本

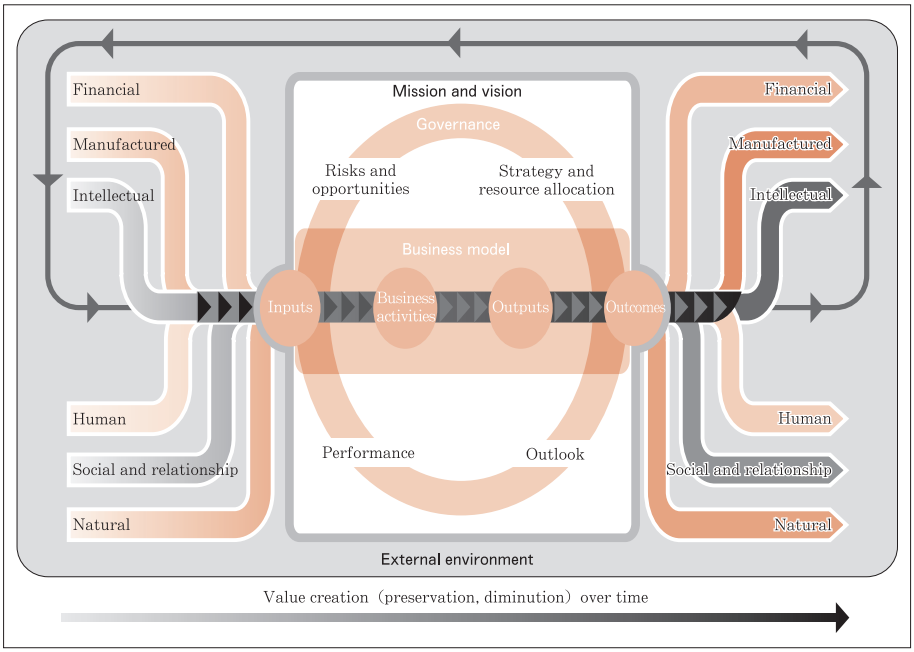


出典：International〈IR〉Framework p13

## 4 フレームワークの意義

最後に、フレームワークの意義について、筆者の見解を述べる。

第一の意義は、フレームワークが、企業報告を報告組織が自主的かつ主体的に取り組むべき活動として明確に位置づけた点にある。法制度は企業報告の規範性を担保するための仕組みであって、法令遵守が企業報告の目的ではない。企業自身が、そして、その最終意思決定者であるガバナンス責任者が、何が自社の価値創

【図２】統合的思考に基づく財務資本提供者とのコミュニケーション

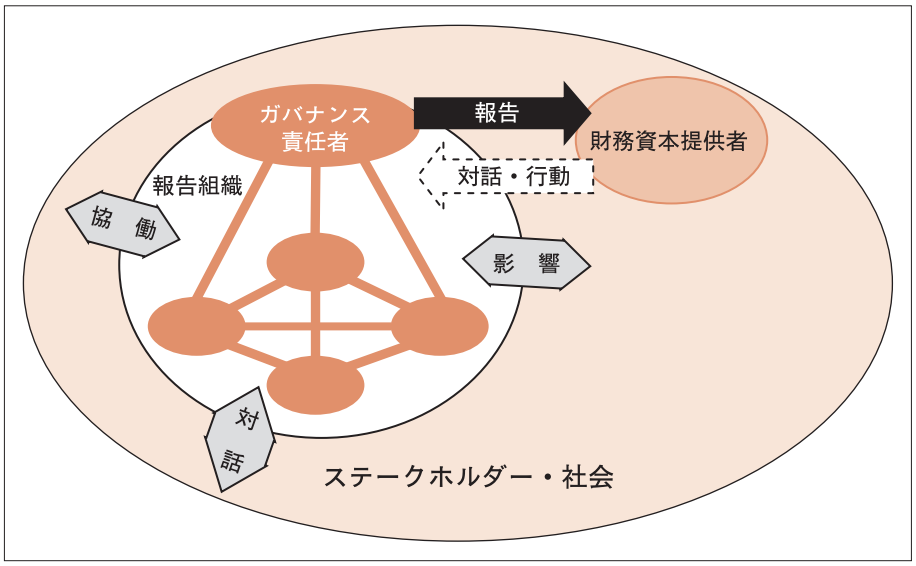


出典：フレームワークをもとに筆者作成

造にとって重要か、それをどのように報告するかを主体的に判断してこそ、意義ある報告が実現される。そのような認識のもと、フレームワークは、原則主義を採用するとともに、ガバナンス責任者の主体的関与、重要性決定プロセスの開示等を求めた。

第二の意義は、統合的思考に基づき、幅広いホリスティックな視点から、企業の価値創造を報告することを求めた点にある。報告組織は、ガバナンス責任者が主体となり、統合的思考に基づき、何を、どのように財務資本提供者に報告するかを決定する。統合的思考に基づく経営には、組織内の異なる部門間の情報共有や連携のみならず、ステークホルダーとの対話や連携も不可欠である（【図２】参照）。

第三の意義は、財務資本提供者に向けて長期的視点に基づき価値創造を報告することが強調されている点にある。本稿冒頭で述べたとおり、IIRCは金融安定化と持続可能性という目的をもってフレームワーク開発を進めてきたが、その究極的な目的を達成するためには、財務資本提供者である投資家の長期的視点に基づく投資行動が不可欠である。フレームワークでは、たびたび、「短、中、長期の価値創造」という表現が用いられているが、中長期的課題に対する経営層の認識、意思、行動と実績及び見通しに関する情報が報告されることによって、投資家の中長期視点に基づく理解、判断及び行動が促されることが期待される[9]。

（日本公認会計協会　研究員／国際統合報告評議会　技術作業部会メンバー　森　洋一）

〈注〉

1　IIRC, 2011, Discussion Paper "Towards Integrated Reporting –Communicating Value in the 21st Century"

2　IIRC, 2013, "Consultation Draft of the International〈IR〉Framework"

3　フレームワーク（FW）1.7項：なお、同項では、信頼できる情報が利用できない、特定の法的制約が存在する、重要情報の開示が重大な競争上の危険をもたらす場合の免除規定が定められている。

4　FW1.10項、1.20項、3.17項、4.42項

5　FW4章：内容要素

6　簡潔性の観点から、統合報告書の中では重要性決定プロセスの概要を開示し、その詳細についてはウェブサイト等での開示を想定している。

7　FW3.22項

8　FW4.30項

9　投資家自身がスチュワードシップに則り、最終受益者のニーズと整合した時間軸において投資行動をとることが不可欠であることはいうまでもない。